

第3章 騒音・振動・悪臭

第1節 現況

我々の日常生活において、騒音は最も身近に感じる公害であり、発生源も工場や事業場から発生するものや建設作業音などのほか、一般家庭などから発生する生活音等のいわゆる近隣騒音が原因となるものもあり多種多様である。

振動は騒音と共に発生することが多く、苦情も騒音と同時に寄せられることが多い。

悪臭も騒音や振動と同様に身近な公害の一つで、発生源としては畜産農業、サービス業、住宅、化学工業、食品製造業など多種多様であり、近年は野焼きに関する苦情が多くなっている。

これら、騒音、振動、悪臭問題は、大気汚染や水質汚濁などの他の公害と異なり、いずれも人体の感覚に直接影響を与える感覚公害であり、そのほとんどが局地的公害であることが特徴である。

1 環境騒音

令和3年度は、市内10地点で調査を実施した。

調査結果は、表3-1のとおりであり、主要道路付近で環境基準を超過した地点が見られた。

(表3-1) 令和3年度環境騒音調査結果

No.	測定地点	区域の区分	地域類型	昼間	評価	夜間	評価
1	大堀2区集会所 (大堀1-25-14)	第1種住居地域	B	47	○	44	○
2	富津小学校 (富津396)	第1種低層住居専用地域	A	44	○	34	○
3	大貫小学校 (小久保114)	第1種中高層住居専用地域	A	47	○	40	○
4	佐貫小学校 (鶴岡989-1)	無指定	無	44	○	34	○
5	天羽中学校 (岩坂109)	無指定	無	44	○	43	○
6	金谷コミュニティセンター (金谷2197-18)	無指定	無	50	○	44	○
7	市民の森 (豊岡2785-1)	無指定	無	46	○	36	○
8	富津連絡所 (青木1573-1)	第2種住居地域	B	52	○	46	×
9	カナリエ (岩坂487-5)	無指定	無	56	×	50	×
10	竹岡コミュニティセンター (竹岡473-1)	無指定	無	45	○	37	○

備考 類型指定地域の区分に入らない都市計画区域以外の地域は、環境基準の一番厳しい

A類型及び道路に面する地域の環境基準をあてはめて、評価している。

騒音に係る環境基準と地域類型指定

地域類型	時間区分		類型指定地域 (概要)
	昼間 (午前6時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)	
A	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域等
B	55 デシベル以下	45 デシベル以下	第1種住居地域、第2種住居地域 準住居地域等
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域等

備考 AA類型については、千葉県はあてはめていない。

2 自動車騒音常時監視

騒音規制法第18条第1項の規定に基づき自動車騒音の状況の常時監視を市内5地点で実施した。なお、平成24年度の調査から道路交通騒音の評価方法が道路端の調査結果による判断から道路端及びその近接空間の調査結果を面的に評価する方法に変更になった。

道路に面する地域及び近接空間の騒音に係る環境基準

地域の類型	用途地域	道路の種類	時間区分	
			昼間 6時～22時	夜間 22時～6時
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 dB以下	55 dB以下
	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB以下	65 dB以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
	準住居地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB以下	65 dB以下
C	近隣商業地域 商業地域	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 dB以下	60 dB以下
	準工業地域 工業地域	幹線交通を担う道路に近接する空間	70 dB以下	65 dB以下

令和3年度に実施した道路端の騒音測定結果は、表3-2-1に示すとおり、全ての地点及び時間帯については環境基準を達成していた。

背後地の測定結果は、表3-2-2に示すとおり、1地点を除いて、道路端の測定結果より16～29dB減衰していた。

面的評価結果は、表3-2-3に示すとおり、一般国道127号の一部で昼間のみ環境基準を上回っていた。

その他の地点では全ての住居等で昼間・夜間ともに環境基準を達成していた。

(表3－2－1) 道路端の騒音測定結果 単位：dB

路線名	時間区分	測定結果	環境基準値	評価
一般国道127号 (鶴岡地先)	昼間	70	70	○
	夜間	64	65	○
一般国道465号 (川名地先)	昼間	65	70	○
	夜間	56	65	○
富津館山線 (上後地先)	昼間	61	70	○
	夜間	52	65	○
富津公園線 (富津地先)	昼間	59	70	○
	夜間	48	65	○
市道二間塚汐入線 (大堀2丁目地先)	昼間	62	70	○
	夜間	54	65	○

(注) 昼間の時間帯は6時～22時、夜間の時間帯は22時～6時。

(表3－2－2) 背後地の騒音測定結果 単位：dB

路線名	時間区分	道路端の測定結果 (L _{Aeq})	背後地	
			距離	測定結果 (L _{Aeq})
一般国道127号 (鶴岡地先)	昼間	70	50	50
	夜間	64		43
一般国道465号 (川名地先)	昼間	65	50	37
	夜間	56		27
富津館山線 (上後地先)	昼間	61	50	42
	夜間	52		31
富津公園線 (富津地先)	昼間	59	50	35
	夜間	48		50
市道二間塚汐入線 (大堀2丁目地先)	昼間	62	50	43
	夜間	54		38

(注) 道路端の測定結果は、背後地で測定している同時間帯のもの。

(表3－2－3) 面的評価結果

路線名	住居等戸数(戸)				
	評価対象数	昼間・夜間ともに基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間ともに基準値超過
一般国道127号 (鶴岡地先)	32	29	0	3	0
一般国道465号 (川名地先)	627	627	0	0	0
富津館山線 (上後地先)	112	112	0	0	0
富津公園線 (富津地先)	305	305	0	0	0
市道二間塚汐入線 (大堀2丁目地先)	144	144	0	0	0

3 悪臭

悪臭は、人間の感覚に直接作用し、不快感等を与える代表的な公害であり、悪臭による被害は、局地的であることが多い。

この悪臭に対しては、「悪臭防止法」により規制がなされており、対象は事業活動等によって発生する悪臭であり、現在悪臭の原因物質として 22 物質（特定悪臭物質）が政令で定められている。悪臭物質の規制基準は、敷地境界線、気体排出口及び排出水について設定されている。

悪臭防止法に基づく特定悪臭物質及び基準値等

特定悪臭物質	敷地境界 の基準	におい	主な発生源
アンモニア	1	し尿臭	畜産事業場・化製場・し尿処理場等
メチルメルカプタン	0.002	腐った玉ねぎ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場等
硫化水素	0.02	腐った卵臭	畜産事業場・クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場等
硫化メチル	0.01	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場
二硫化メチル	0.009	腐ったキャベツ臭	クラフトパルプ製造工場・化製場・し尿処理場
トリメチルアミン	0.005	腐った魚臭	畜産農業・化製場・魚腸骨処理場等
アセトアルデヒド	0.05	刺激的な青ぐさい臭い	アセトアルデヒド製造工場・魚腸骨処理場・たばこ製造工場等
スチレン	0.4	都市ガス臭	スチレン製造工場・F R P 製品製造工場等
プロピオン酸	0.03	刺激的な酸っぱい臭い	脂肪酸製造工場・染色工場・畜産事業場・でん粉製造工場等
ノルマル酪酸	0.001	汗くさい臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
ノルマル吉草酸	0.0009	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
イソ吉草酸	0.001	むれた靴下の臭い	畜産事業場・化製場・魚腸骨処理場・でん粉製造工場等
プロピオン アルデヒド	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	塗装工場・自動車修理工場・印刷工場・魚腸骨処理場等
ノルマルブチル アルデヒド	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブチル アルデヒド	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げた臭い	
ノルマルバレル アルデヒド	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソバレル アルデヒド	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げた臭い	
イソブタノール	0.9	刺激的な発酵した臭い	
酢酸エチル	3	刺激的なシンナー臭	
メチルイソ ブチルケトン	1	刺激的なシンナー臭	塗装工場・自動車修理工場・印刷工場等
トルエン	10	ガソリン臭	
キシレン	1	ガソリン臭	